

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成17年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

専決第14号

専 決 処 分 書

平成17年8月31日午前10時頃天理市柳本町2150番地で発生したし尿収集作業時の物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成17年10月18日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 63,000円

専決第15号

専 決 処 分 書

平成17年10月25日午後1時20分頃天理市上総町（市道田櫛本線中村農園西側歩道付近）で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成17年11月24日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 64,155円

専決第16号

専 決 処 分 書

平成17年11月7日午後1時頃天理市兵庫町181番地先の市道47号線上で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成17年11月24日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 200,000円